

| | |
|---|---|
| 二 公益社団法人又は公益財團法人 | 二三 一般社団法人又は一般財團法人 |
| 四 特定非営利活動法人 | 五 更生保護法人 |
| 六 宗教法人 | 七 前各号に掲げる法人のほか、文部科学大臣 が指定する法人 |
| (逸失利益等相当金額の算定方法) | (逸失利益等相当金額の算定方法) |
| 第六条 令第三条の表備考第三号の文部科学省令 で定めるところにより算定した金額は、次の各 号に掲げる特定原子力損害を受けた被害者の区 分に応じ、当該各号に定めるところにより算定 した金額とする。 | 第六条 令第三条の表備考第三号の文部科学省令 で定めるところにより算定した金額は、次の各 号に掲げる特定原子力損害を受けた被害者の区 分に応じ、当該各号に定めるところにより算定 した金額とする。 |

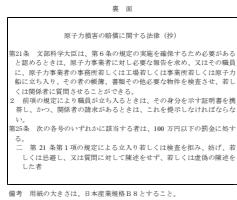
| | |
|--|--|
| 一 中小企業者 特定原子力損害の発生した日 を含む事業年度の前事業年度以前三年度内の 各事業年度のうち特定原子力損害賠償仮払金 の支払の請求をしようとする者が選択したも の（以下この号及び次号において「基準事業 年度」という。）における売上高から売上原 価を控除した金額（当該中小企業者が農林業 を営む場合にあっては収入金額（当該農林業 に係る収入に限る。）を当該基準事業年度の 日数で除して得た金額に避難指示若しくは制限指 示のあつた日から当該避難指示若しくは制限 指示に係る特定原子力損害賠償仮払金の支払 の請求があつた日又は当該避難指示若しくは 制限指示が解除される日のいずれか早い日ま での期間（次号において「基準期間」とい う。）の日数を乗じて得た金額 | 一 中小企業者 特定原子力損害の発生した日 を含む事業年度の前事業年度以前三年度内の 各事業年度のうち特定原子力損害賠償仮払金 の支払の請求をしようとする者が選択したも の（以下この号及び次号において「基準事業 年度」という。）における売上高から売上原 価を控除した金額（当該中小企業者が農林業 を営む場合にあっては収入金額（当該農林業 に係る収入に限る。）を当該基準事業年度の 日数で除して得た金額に避難指示若しくは制限指 示のあつた日から当該避難指示若しくは制限 指示に係る特定原子力損害賠償仮払金の支払 の請求があつた日又は当該避難指示若しくは 制限指示が解除される日のいずれか早い日ま での期間（次号において「基準期間」とい う。）の日数を乗じて得た金額 |
| 二 医療法人 社会福祉法人及び前条第一号か ら第六号までに掲げる法人 基準事業年度に おける收支差額を当該基準事業年度の日数で 除して得た金額に基準期間の日数を乗じて得 た金額 | 二 医療法人 社会福祉法人及び前条第一号か ら第六号までに掲げる法人 文部科学大臣が (分別管理の方法) |
| 三 前条第七号に掲げる法人 文部科学大臣が (特別管理の方法) | 三 前条第七号に掲げる法人 文部科学大臣が (特別管理の方法) |
| 第七条 法第十七条の四の管理をする者は、銀行 への預金（貸付金（法第十七条の三第二項第三 号に規定する貸付金をいう。以下同じ。）であ ることがその名義により明らかものに限る。） により当該貸付金を管理しなければならない。 (特定原子力損害賠償仮払金の支払状況につ いての報告) | 第七条 法第十七条の四の管理をする者は、銀行 への預金（貸付金（法第十七条の三第二項第三 号に規定する貸付金をいう。以下同じ。）であ ることがその名義により明らかものに限る。） により当該貸付金を管理しなければならない。 (特定原子力損害賠償仮払金の支払状況につ いての報告) |

| | |
|--|---|
| 第八条 法第十七条の五の報告は、貸付け（法第 十七条の三第二項第二号に規定する貸付けをい う。次条第一項において同じ。）を受けた日か から施行する。 | 二 前項の報告書には、貸付金を充てて特定原子 力損害賠償仮払金を支払ったことを証する書類 を添付するものとする。 (賠償額が確定したときの届出) |
| 第九条 法第十七条の六第二項の届出は、貸付金 を充てて行つた特定原子力損害賠償仮払金の支 払の対象となつた特定原子力損害の賠償額、當 該特定原子力損害賠償仮払金の額、貸付けを受 けた原子力事業者が有する当該特定原子力損害 の賠償に係る責任保険契約の保険金又は補償契 約の補償金の金額その他の法第十七条の六第一項 の規定により政府が取得する保険金請求権又は 補償金請求権の行使に必要な情報を記載した届 出書を提出することによつてしなければならな い。 | 二 前項の届出には、同項に掲げる事項を証する 書類を添付するものとする。 (身分を示す証明書) |

| | |
|---|--|
| 第十条 法第二十二条第二項の身分を示す証明書 は、別記様式によるものとする。 | 第十一条 法第二十二条第二項の身分を示す証明書 は、別記様式によるものとする。 |
| 附 則 (昭和四五年九月二十四日総理府令 第一号) | 附 則 (昭和四五年九月二十四日総理府令 第一号) |
| この府令は、公布の日から施行する。 | この府令は、公布の日から施行する。 |
| 附 則 (昭和四六年九月三十日総理府令 第五号) | 附 則 (昭和四六年九月三十日総理府令 第五号) |
| この府令は、昭和五十三年三月二九日総理府令 第一号 | この府令は、昭和五十三年三月二九日総理府令 第一号 |

| | |
|--|--|
| 附 則 (昭和五四年一二月一日総理府令 第一号) | 附 則 (昭和五四年一二月一日総理府令 第一号) |
| この府令は、昭和五十三年四月一日から施 行する。 | この府令は、昭和五十三年四月一日から施 行する。 |
| 附 則 (昭和五四年五月二十日文部科学省 令第二六号) | 附 則 (昭和五四年五月二十日文部科学省 令第二六号) |
| この省令は、灾害対策基本法等の一部を改正 する法律（令和三年法律第三十号）の施行の日 (令和三年五月二十日)から施行する。 | この省令は、灾害対策基本法等の一部を改正 する法律（令和三年法律第三十号）の施行の日 (令和三年五月二十日)から施行する。 |
| 附 則 (昭和四六年十月一日文部科学省 令第二七号) | 附 則 (昭和四六年十月一日文部科学省 令第二七号) |
| この府令は、原子力損害の賠償に関する法律 及び原子力損害賠償補償契約に関する法律の一 部を改正する法律（昭和四十六年法律第五十三 号）の施行の日（昭和四十六年十月一日）から 施行する。 | この府令は、原子力損害の賠償に関する法律 及び原子力損害賠償補償契約に関する法律の一 部を改正する法律（昭和四十六年法律第五十三 号）の施行の日（昭和四十六年十月一日）から 施行する。 |

様式
(別記)



参考 用紙の大きさは、日本標準用紙B5とすること。

附 則 (平成一二年六月一六日総理府令
(別記)
第六二号) 抄
この府令は、内閣法の一部を改正する法律
(平成十一年法律第八十九号)の施行の日 (平
成十三年一月六日)から施行する。

附 則 (平成一二年一〇月二〇日総理府
令第一一八号)
この府令は、内閣法の一部を改正する法律
(平成十二年法律第四五号)の施行の日 (平
成十三年一月六日)から施行する。

附 則 (平成一二年八月五日文部科学
省令第二五号)
この省令は、公布の日から施行する。ただ
し、第一条第一項第十一号及び第三条第一項の
改正規定は、株式等の取引に係る決済の合理化
を図るための社債等の振替に関する法律等の一
部を改正する法律（平成十六年法律第八十八
号）の施行の日から施行する。

附 則 (平成二〇年八月五日文部科学
省令第二五号)
この省令は、公布の日から施行する。ただ
し、第一条第一項第十一号及び第三条第一項の
改正規定は、株式等の取引に係る決済の合理化
を図るための社債等の振替に関する法律等の一
部を改正する法律（平成十六年法律第八十八
号）の施行の日から施行する。

附 則 (平成元年一二月二七日文部科学
省令第三一号)
この省令は、令和二年一月一日から施行す
る。

附 則 (令和元年一二月二七日文部科学
省令第三一号)
この省令は、令和二年一月一日から施行す
る。

附 則 (令和三年五月一七日文部科学省
令第二六号)
この省令は、災害対策基本法等の一部を改正
する法律（令和三年法律第三十号）の施行の日
(令和三年五月二十日)から施行する。

附 則 (昭和四六年十月一日文部科学省
令第二七号)
この府令は、原子力損害の賠償に関する法律
及び原子力損害賠償補償契約に関する法律の一
部を改正する法律（昭和四十六年法律第五十三
号）の施行の日（昭和四十六年十月一日）から
施行する。